

第 7 回 総 会 議 事 録

平成 3 0 年 1 月 3 1 日 開 会

平成 3 0 年 1 月 3 1 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

報告事項 1 平成30年度農業振興方策に関する要請・要望について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

協議事項 1 第9回（3月）総会開催日の変更について

その他

事務局出席者 水野事務局長・小倉係長・石黒主査

開会 午後3時28分

閉会 午後5時08分

第7回芦別市農業委員会総会議事録

平成30年1月31日、第7回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	谷野一仁	2	水田守	3	古田和男
4	佐渡重仁	5	高橋正人	6	藪雄一
7		8	石尾豊	9	太田拓寿
10	山本英幸	11	脇島真一	12	北野俊之
13	高見明	14	山田光範	15	滝孝造
16					

2 欠席委員

加藤 譲、中住 昭

3 議事録署名委員

高見 明、山田光範

事務局長 定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので、只今から第7回芦別市農業委員会総会を開催する。

会長 初めに、会長からご挨拶をお願いします。

事務局長 第7回の総会に出席いただきありがとうございます。

議長 (内容省略)

事務局長 ありがとうございます。これからの進行について議長よりお願いします。

議長 本日の議事録署名委員を高見、山田両委員をお願いします。

事務局長 次に、諸般の報告をお願いします。

議長 加藤委員及び中住委員から欠席の報告をいただいております。

事務局長 次に、経過報告をお願いします。

議長 12月26日以降の経過について報告(内容省略)

事務局長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

議長 議案の概要について説明(内容省略)

事務局長 それでは、報告事項1「平成30年度農業振興方策に関する要請・要望について」を事務局長から報告します。

議長 報告事項1について報告(内容省略)

事務局長 内容については資料No.1、No.2をご一読ください。

議長 意見交換の中で、市の方から前向きな回答をいただいている。

事務局長 (以下内容省略)

議長 それでは、報告事項等において質問・意見等はございませんか。

北野委員 JAから次世代農業の関係で報告できるものはあるか。

滝委員 JA理事会の中で計画の課題となっている。農協の今後の在り方においても、全て関連してくるのである程度の期間をもって検討する。

北野委員 JAたきかわ管轄3市の行政間の連携が取れていないことが課題。3市で同じ方策を持てれば農協も支援方策等がやりやすくなるので対応について検討いただけることも市長に確認した。

議長 (その他質問、意見なし)

議長 他に質問等がなければ次の議案に入ります。

事務局長 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。

議長 事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、使用貸借が1件と贈与が1件となっております。

1件目の使用貸借について説明します。

(議案書に基づき許可申請内容を説明。内容省略)

申請の内容は、別添え調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

これより、質疑に入ります。

ただいまの説明について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について申請のとおり許可することによろしいか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件については、申請とおりに許可することに決定しました。次の案件について説明願います。

(高見委員退席)

農地係長

次の贈与について説明します。

(議案書に基づき許可申請内容を説明。内容省略)

申請の内容は、別添え調査書(資料No.3)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

これより、質疑に入ります。

ただいまの説明について意見等のある方は挙手願います。

高橋委員

生前贈与による徴収猶予の対象にならないことを理解したうえでの申請か。

事務局長

本人からは猶予にならないことは承知の上での申請と確認している。

石尾委員

相続であれば非課税となるのに、なぜ贈与なのかわからない。

農地係長

本人は贈与税額等すべてを承知の上での申請である。

よろしいですか。それでは採決します。本件について申請のとおり許可することによろしいか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件については、申請とおりに許可することに決定しました。

(高見委員着席)

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。

事務局 長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権の移転が1件と利用権の設定が13件です。

それでは、所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長
高見委員
議長

所有権の移転-1について、担当委員から説明願います。

(所有権の移転-1の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転-1について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定について、説明願います。

事務局 長

それでは、関連があるので利用権の設定-1と2について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長
北野委員
議長

利用権の設定-1と2について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定-1と2の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定-1と2について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定-1と

2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－1と2については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－3以降について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－3と4について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
数 委 員
議 長

利用権の設定－3と4について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－3と4の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－3と4について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－3と4について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－3と4については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－5について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－5について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
佐 渡 委 員
議 長

利用権の設定－5について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定－5の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－5について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－5について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－5については、原案のとおり決定しました。

(北野委員退席)

続いて利用権の設定－6について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－6について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－6について、担当委員から説明願います。

佐渡委員

(利用権の設定－6の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－6について、意見等のある方は挙手願います。

水田委員

前述の案件との単価の違いについて確認したい。

佐渡委員

田の構造の違いによる。

(以下質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－6について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－6については、原案のとおり決定しました。

(北野委員着席)

続いて利用権の設定－7について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－7について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－7について、担当委員から説明願います。

谷野委員

(利用権の設定－7の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－7について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－7について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－7については、原案のとおり決定しました。

続いて利用権の設定－8について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－8について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－8について、担当委員から説明願います。

農地係 長

担当委員欠席のため事務局で説明します。

(利用権の設定－8の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－8について、意見等のある方は挙手願います。

高橋委員

売買の予定があるとのことだが、地目で分割された農地についてはどうなっているのか。税務課と同じになっているか。

農地係 長

税務課と同じである。

(他に質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－8について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－8については、原案のとおり決定しました。

(太田委員退席)

続いて利用権の設定－9と10について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－9と10について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.4)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－9と10について、担当委員から説明願いま

す。

農地係長
議長

(利用権の設定－９と１０の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－９と１０について、意見等のある方は挙手願います。

議長

(その他質問、意見なし)
よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－９と１０について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。
(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－９と１０については、原案のとおり決定しました。

事務局長

(太田委員着席)
続いて利用権の設定－１１について、説明願います。
それでは、利用権の設定－１１について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.４)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長
太田委員
議長

利用権の設定－１１について、担当委員から説明願います。
(利用権の設定－１１の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－１１について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)
よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１１について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

事務局長

(全委員賛成)
全員賛成ですので、利用権の設定－１１については、原案のとおり決定しました。
続いて利用権の設定－１２について、説明願います。
それでは、利用権の設定－１２について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO.４)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長
太田委員
議長

利用権の設定－１２について、担当委員から説明願います。
（利用権の設定－１２の調整内容について説明）
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－１２について、意見等のある方は
挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１２
について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、利用権の設定－１２については、原案の
とおりに決定しました。

続いて利用権の設定－１３について、説明願います。

事務局長

それでは、利用権の設定－１３について説明します。
（議案書に基づき、農用地利用集積計画（案）の内容を説明）
本件につきましては、別添調査書（資料NO. 4）のとおり、
各基準を満たしていると考えます。

議長
太田委員
議長

利用権の設定－１３について、担当委員から説明願います。
（利用権の設定－１３の調整内容について説明）
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定－１３について、意見等のある方は
挙手願います。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１３
について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

（全委員賛成）

全員賛成ですので、利用権の設定－１３については、原案の
とおりに決定しました。

議長

全ての議案が終わりましたので、次に、協議事項１「第９回
（３月）総会開催日の変更について」を事務局より説明願いま
す。

農地係長

第９回の総会日程は資料のとおり、３月２８日から３月３０
日に変更したいのでよろしく願います。
開始時間は午前１０時からと予定しています。

議長 説明が終わりましたので協議願います。
(異議なしの声)
原案のとおり承認する。
以上で協議事項を終わります。それでは次に、「その他」に入ります。
初めに、事務局から報告事項等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

農地係長 2月末期限の利用調整会議案件の取りまとめについて、できるだけ早期にお願いしたい。

議長 次に、JAたきかわから報告事項等があればご発言願います。
滝委員 理事会において決算見込みで黒字予定。3か年計画では特産関係、米の出荷において組合員離れが大きく進み、信用部門の収入が減っていく中で計画が建て辛い状況である。

議長 この件について質問等はございませんか。
あればご発言願います。

佐渡委員 10月総会にかけた案件で、所有権移転の段階で行政書士から後見人を立てる必要があると指摘され手続きが止まった。
今後、各手続きを経て事務局とも手続きを進めることとする。

議長 他に質問等はございませんか。
(なしの声)
以上をもって、総会を終了する。